

令和6年度山形地方最低賃金審議会
山形県特定(産業別)最低賃金第1回(合同)専門部会議事録

- 1 日 時 令和6年9月25日(水)午後1時20分～午後2時8分
- 2 場 所 山形労働局大会議室(山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階)
- 3 出席者 委員23名
別添のとおり。

【欠席】使用者側・太田委員一電、佐藤委員一整、東海林委員一整、保科委員一機

※機：山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業
(略称として「一般産業用機械・装置等製造業」)
電：山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
(略称として「電気機械器具等製造業」)
部：山形県自動車・同附属品製造業
整：山形県自動車整備業

(事務局) 松岡労働基準部長、門脇賃金室長、那須地方賃金指導官、丹野事務官

4 議 題

- (1) 各専門部会の部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 山形地方最低賃金審議会専門部会運営規程(案)について
- (3) 各専門部会の開催日程(案)について
- (4) 令和6年最低賃金に関する基礎調査の結果について
- (5) その他

5 議事経過

○事務局：門脇

ただ今から、令和6年度山形地方最低賃金審議会山形県特定最低賃金第1回合同専門部会を開催いたします。お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の会議は、専門部会設置後、初めての会議であり、部会長を選出するまでの間、事務局のほうで進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

さて、特定最低賃金専門部会は、四つの産業ごとに開催されるものでございますが、各部会とも第1回につきましては、部会長・部会長代理の選出、専門部会運営規程や審議日程の確認、基礎調査結果の報告、資料の説明等が主な内容でありますので、四つの専門部会合同での開催とさせていただきます。

当専門部会の会議の開催に必要な定足数は、最低賃金審議会令第5条第2項により委員の3分の2以上、又は公労使委員の各3分の1以上の出席が必要と定められております。

本日は使用者側委員4名が欠席されていますが、各専門部会とも定足数を満たしておりますので、この合同専門部会が有効に成立していることをご報告いたします。

本日、お集まりいただきました委員の皆様は、9月17日付けで「山形地方最低賃金審議会

山形県特定(産業別)最低賃金専門部会委員」として任命されております。辞令書をお手元に配付しております。任期は当専門部会の廃止までとなります。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、合同専門部会の開催に当たりまして、労働基準部長の松岡からごあいさつを申し上げます。

○松岡労働基準部長

労働基準部長の松岡でございます。本日、委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、この山形県特定最低賃金合同専門部会にご出席いただきありがとうございます。

また、日頃から労働基準行政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜りまして、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

ご案内がありましたとおり、皆様方には9月17日付けをもって専門部会委員として任命をさせていただいたところでございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

さて、本年度の山形県最低賃金につきましては、9月19日に官報公示を行っておりまして、10月19日から55円引上げ、955円として発効することとなっております。また、本県で設定されております4件の特定最低賃金につきましては、9月9日に山形労働局長から改正決定の諮問を行い、専門部会でのご審議をお願いしたところでございます。

ご承知のとおり、特定最低賃金につきましては、平成14年の中央最低賃金審議会全員協議会報告で関係労使のイニシアティブ発揮によって決定されるべきものと位置付けられております。委員の皆様方におかれましては、公私ともにお忙しい中、大変ご苦勞をお掛けするところでございますが、全会一致による結審となりますよう、特段のご配慮を賜りたいと思っておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

○事務局：門脇

それでは、ここで、委員の皆様をご紹介いたします。お配りしております、資料の1ページの名簿をご覧くださいければと思います。

一般産業用機械・装置等製造業の専門部会については、公益委員として、コーエンズ委員、本間委員、丸山委員です。労働者側委員として、鈴木委員、長瀬委員、西部委員です。使用者側委員として、木村委員、丹委員、保科委員、本日保科委員はご欠席です。

電気機械器具等製造業の専門部会については、公益委員として、押野委員、コーエンズ委員、丸山委員です。労働者側委員として、朝倉委員、柿崎委員、納富委員です。使用者側委員として、太田委員、本日太田委員はご欠席です。大沼委員、高橋委員です。

自動車・同附属品製造業の専門部会については、公益委員として、押野委員、丸山委員、村山委員です。労働者側委員として、池田委員、小川委員、今野委員です。使用者側委員として、江袋委員、鈴木委員、木村委員です。

自動車整備業の専門部会については、公益委員として、押野委員、本間委員、村山委員です。労働者側委員として、石川委員、小野委員、高橋委員です。使用者側委員として、丹委員、佐藤委員、東海林委員、本日佐藤委員、東海林委員は欠席です。

委員の皆様、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、事務局を務めます山形労働局の職員をご紹介いたします。労働基準部長の松岡です。賃金指導官の那須です。賃金係の丹野です。賃金室長の門脇です。事務局一同、円滑な部会運営に努めてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事の(1)各専門部会の部会長及び部会長代理の選出を行いたいと思っております。部会長及び部会長代理は、最低賃金法第25条第4項により準用する第24条第2項の規定によ

り公益委員のうちから選出することとなっております。事務局案をご提案申し上げます。

一般産業用機械・装置等製造業の専門部会については、部会長に丸山委員、部会長代理にコーエンズ委員。

電気機械器具等製造業の専門部会については、部会長に押野委員、部会長代理に丸山委員。

自動車・同附属品製造業の専門部会については、部会長に村山委員、部会長代理に押野委員。

自動車整備業の専門部会については、部会長に本間委員、部会長代理に村山委員。

以上のとおりご提案申し上げます。皆様、いかがでしょうか。（「異議なし」の声。）ありがとうございます。ご賛同をいただきましたので、事務局提案のとおりいたします。

それでは、ここからの議事進行は、四つの専門部会の部会長を代表して電気機械器具等製造業専門部会の押野部会長をお願いいたします。

○押野部会長

ただ今、電気機械器具等製造業専門部会の部会長を拝命いたしました押野です。特定最低賃金の審議におきましては、労使委員の皆様のイニシアティブにより、全会一致をめざして充実した審議を行ってまいりたいと存じます。どうぞよろしくご依頼申し上げます。

それでは議事に入ります。議事の（２）山形地方最低賃金審議会専門部会運営規程について確認しますので、事務局から説明してください。

○事務局：門脇

資料の２ページをご覧ください。「山形地方最低賃金審議会運営規程」こちらは本審議会の規程でございます。次に資料Ⅰ-３をご覧ください。こちらが専門部会の運営規程でございます。この運営規程は、最低賃金法、最低賃金審議会令及び山形地方最低賃金審議会運営規程によって定められていない詳細事項についてはこの運営規程に則って運営することになります。主な条文についてご説明いたします。

第２条は専門部会の招集について定めております。

第３条はテレビ会議システムを利用した出席について、及び会議欠席等の場合の通知について定めております。

第４条は部会長は会議の議長となり議事を整理するとなっております。

第５条は会議の公開について定めております。会議は原則として公開する。ただし公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができるとなっております。専門部会では、具体的な金額審議を行いますので、個人情報の保護あるいは率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとの理由で非公開の運用にしているところです。

第６条は議事録の作成について定めております。第５条と同様に公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合や、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議資料の一部又は全部を非公開とすることができる、議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成して公開する、となっております。

第７条は、部会長は、専門部会が議決を行ったときは、会長に報告する、となっております。

以上が主な内容でございます。今年度は改定の必要はなく、現行の規程で運営してまいり

たいと考えております。

○押野部会長

ただ今の事務局からの説明について、ご意見やご質問等はございませんか。

それでは、専門部会運営規程については、現行の規定に則って運営していくことを確認したいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声。）ありがとうございます。

次に議事の（3）専門部会の開催日程（案）について事務局から説明してください。

○事務局：門脇

特定最低賃金専門部会については、令和4年1月7日に開催した全員協議会において、「特定最低賃金専門部会の審議回数については、当初の設定回数を4回とし、速やかな結審に努めるものとする」と確認をいただいたところでございます。

この「設定回数4回」といいますのは、本日の合同専門部会を含めて4回ということですので、実質的な金額審議を3回行っていただくということになります。大変お忙しい中とは存じますが、円滑なご審議により結審できますよう特段のご協力をお願い申し上げます。

それでは、具体的な日程案についてですが、資料の6ページ、7ページのとおりとなります。日程の調整に当たっては、全ての専門部会を全員の出席で開催するということは大変難しく、できるだけ多くの委員にご出席いただけるように調整いたしました。誠に申し訳ございません。大変厚かましいのですが、更なる日程調整をお願いできればありがたいと存じます。

○押野部会長

ただ今の開催日程案について、委員の皆様、いかがでしょうか。ご意見がなければ、事務局案のとおりで開催していくこととしますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声。）ありがとうございます。事務局案のとおりといたします。

次に、議事の（4）令和6年最低賃金に関する基礎調査の結果について、事務局から説明してください。

○事務局：丹野

資料Ⅱ－1、11 ページより、令和6年最低賃金に関する基礎調査の結果についてご説明いたします。

12 ページをご覧ください。はじめに本件調査の概要について要点をご説明いたします。昨年と変わりありませんが調査の区域については山形県全域を対象として行っております。

調査産業、調査事業所につきましては、中段あたりにあります参考表のとおりとなります。調査対象事業所につきましては、製造業、新聞業・出版業については100人未満、その他の産業については30人未満の常用労働者を雇用する民間事業所から無作為に抽出して調査しております。事業所の抽出方法についてですが、令和3年経済センサス活動調査による事業所情報を母集団とし、県内の産業分布状況により複数年調査が当たってしまう事業所もございましたが、原則産業別、事業所規模別に無作為に抽出しております。

今年の対象事業所数は1,876件を対象といたしました。昨年の対象事業所数は1,611件でございましたので、対象事業所数は265件増加いたしました。調査実施期間については資料のとおりとなります。回答事業所数は1260件で率にすると67.9%、そのうち6月1日時点において労働者を雇用していない、事業を廃止した、家族のみの事業所等を除いた有効回答

数は1037件で率にすると55.9%でした。調査事項は、6月1日現在の労働条件にて6月を満稼働した場合に支払われるべき額について調査を行っております。集計結果につきましては、1時間当たりの所定内賃金額を賃金額階級別、産業別、事業規模別、年齢別に母集団の労働者数に還元して集計しております。なお、所定内賃金とは精皆勤手当、通勤手当、家族手当の3手当を除くものになります。調査結果につきましては、最低賃金審議会の資料として公表するほか、政府統計総合窓口イースタットに掲載される予定となっております。

続きまして、13ページ、2特定（産業別）最低賃金の未満率及び未満者数になります。四つの産業別、規模別に3年分を載せた表となっております。

4業種それぞれの未満率、未満者数ですが、一般産業用機械・装置等製造業については未満率が4.8%。未満者数80人。電気機械器具等製造業は、未満率9.8%、未満者数549人。自動車・同附属品製造業については、未満率11.9%、未満者数164人。自動車整備業については、未満率2.8%、未満者数13人といった結果となりました。参考として下段の方には、改正前最低賃金に対する未満率・未満者数及び改正後の影響率・影響者数について載せております。

14ページからは、各特定最低賃金の10年分の各数値について集計したものになります。表の見方について14ページにてご説明いたします。

1は特定最低賃金の推移としまして、各年の改正時間額、引上げ額、引上げ率、効力発生日等を表しています。令和6年につきましては、改正前ですので改正前時間額のみ記載でその他は空欄となっております。

2は適用事業所数、適用労働者数となります。

3は未満率・未満者数となります。こちらは年ごとの改正前の最低賃金額に達していない労働者の割合となっております。その下に事業所規模別の未満率も載せております。

4は影響率ですが、各年の改正により引上げの影響を受ける労働者の割合になります。令和6年は改正前ですので空欄となっております。

5は特性値の推移として第1・20分位数、第1・10分位数、第1・4分位数、中位数をそれぞれ載せております。

6は参考として山形県最低賃金の推移を載せております。

3の未満率と5の特性値は改正前の時間額に対する値となりますのでご注意ください。

また、四つの特定最低賃金について作成しておりますので、後ほどご覧ください。

続いて、18ページから各特定最低賃金の引上げ率及び影響率になります。各産業とも引上げ額0円から100円まで一覧表にしておりますので、後ほどご覧ください。

現行時間額の右の方に調査母集団として各産業における母集団労働者数が記載しております。一般産業用機械・装置等製造業では961円の右の方、1,660人となっております。戻っていただきまして、14ページ、2の適用事業所・適用労働者数の推移と比較していただくと人数が違うことがわかるかと思えます。こちらの人数が異なる原因ですが、基礎調査では事業所規模が100人又は30人未満の事業所のみを対象としておりますので、適用労働者数を調査した時と基礎調査の対象が一致していないことが原因となります。

最後に、26ページから各特定最低賃金の調査結果表になります。表の見方について、一般産業用機械・装置等製造業で説明いたします。表の一番上の中心あたりに産業ということで業種が記載しており、26ページでは一般産業用機械製造業としています。業種によってはこのように略称で記載しているものもございます。

左の方、時間当たり所定内賃金の枠、現行の時間額のマイナス10円から2,000円までの賃金階層となっております。

一般産業用機械・装置等製造業ですと960円の金額帯に赤い線を引いておりますが、こち

らは現行の時間額を下回っている労働者数、いわゆる未満者数になっており、()の中の数値は未満率となります。他3業種についても同様の仕様になっておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

基礎調査と併せまして、資料Ⅱ-2、改定状況調査に関するご説明になります。

46 ページをご覧ください。基礎調査は当局が実施したものになりますが、改定状況調査は厚生労働省本省が行ったものになります。

今年の調査は、常用労働者数30人未満の事業所16,373事業所を選定し調査票を送付して得られた回答を集計した結果となっております。集計労働者数が29,463人、調査項目は5の(1)及び(2)に掲げられている事項となっております。

48 ページ第1表をご覧ください。これは、今年1月から6月までに賃金引上げあるいは実施しなかったという区分で、事業所単位で割合を集計したものです。目安のランク別に事業所の割合を示してありまして、左上の産業計・ランク計を見ていただくと、今年引上げを実施した事業所は42.8%で、昨年の43.5%よりやや低下しております。隣の列の賃金の引下げを実施した事業所の割合は0.7%となっております例年と同水準です。さらに隣の列ですが、6月まで実施しない事業所のうち7月以降も賃金改定をしない事業所の割合は40.1%で昨年より上昇しており、7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所の割合は16.4%と昨年より低下しています。

山形県が属するCランクを見ますと、引上げ実施が42.4%、7月以降改定予定が19.6%で、ランク別では一番引上げ実施を行う割合が高くなっています。

続いて、49 ページの第2表をご覧ください。こちらは平均賃金改定率を事業所単位で集計したものです。左下の産業計・ランク計を見ていただくと、平均賃金改定率は4.6%と昨年に比べ上昇しています。真ん中の表、賃金引下げを実施した事業所ではマイナス11.1%となっております。一番右は、改定を実施した事業所と凍結した事業所を合わせて、全体を平均したものになりますが、こちらはプラス1.9%となっております。

Cランクを見ますと、引上げ実施が4.5%、引下げ実施はマイナス9.2%で、全体合計ではプラス1.8%となっております。

飛びまして、51 ページ第4表になります。

第4表①は、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率を男女別で表したものです。産業計の欄の男女計・ランク計を見ていただくと、賃金上昇率は2.3%となっております。ランク別にみると、Aが2.2%、Bが2.4%、Cが2.7%となっており、Cランクがもっとも高くなっています。

次のページ、第4表②は一般労働者とパートタイム労働者を分けて集計したものです。一般の欄を見ていただくと、産業計のランク計は2.0から2.1と若干上昇、Cランクでは1.9から3.0と大きく上昇しています。パートの欄を見ていただくと、産業計のランク計は2.1から2.8に上昇、Cランクは2.5から2.2と僅かに下がっています。

次のページ、第4表の③は、表題にありますとおり、令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計でございます。産業計・ランク計の賃金上昇率は2.8%となっており、ランク別にみますと、Cランクが一番高く3.1%となっております。基礎調査及び改定状況調査の説明は以上になります。

○押野部会長

ただ今の説明について質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。続けて、そのほかの配付資料について事務局から説明してください。

○事務局：丹野

経済動向について説明いたします。

57 ページをご覧ください。日銀が公表しているさくらレポートになります。めくっていただいで 59 ページをご覧くださいと、前回調査との比較が掲載されており、東北地域は緩やかに持ち直しているを維持しています。次のページには公共投資や設備投資についての判断が掲載されております。また、70 ページまでめくっていただきますと、前回調査と今回調査の比較について矢印で示されております。公共投資のみ下がった結果となっております。

続いて、72 ページこちらはさくらレポートの別冊シリーズになります。今回は中堅・中小企業における賃金動向ということで作成されておりました。74 ページの図表 2 には賃上げをした背景について掲載されております。賃上げの話が上がっている一方で、79 ページには賃上げを見送ることになった企業の事例も紹介されています。80 ページからは人件費増加分を価格に転嫁する動きということで取り上げられております。様々な事例が掲載されておりますので、詳細については後ほどご覧いただければと思います。

95 ページ、山形県鉱工業指数になります。97 ページに山形県、東北、全国の概況が掲載されております。山形県についてみてみますと、電子部品・デバイス工業、情報通信機械工業など 17 業種が低下し、化学工業など 5 業種が上昇した結果となったようです。

121 ページ、雇用情勢になります。今年 7 月の状況としては、山形県内の雇用情勢は、高水準を維持しているものの、弱まりの動きがみられる。今後とも、物価高騰等が雇用に与える影響に留意する必要がある。とされています。有効求人倍率については後ほど説明いたします。

次に各種統計などについて説明いたします。

135 ページをご覧ください。全国及び山形の各種統計の推移（1）になります。こちらにつきましては、皆様のお手元にダブルクリップでまとめている、参照した資料について、という表題の別冊資料をお配りしておりますが、これらの資料から数値を拾って作成したものになっております。各資料の詳しい内容等については、後ほどご覧いただければと思います。

各統計について、資料作成時点での最新の公表データについて申し上げます。

雇用関係につきましては、有効求人倍率を掲載しており、全国では 1.24 倍、山形では 1.30 倍となっております。

物価関係につきましては、消費者物価指数及び国内企業物価指数を掲載しております。

消費者物価指数について、全国は前年同月比 3.5% の上昇、山形は前年同月比 3.4% の上昇となっております。

消費者物価指数は中賃において、「持家の帰属家賃を除く総合」を参照していることから、当該資料においても「持家の帰属家賃を除く総合」の数値を用いております。

国内企業物価指数は前年同月比 2.5% の上昇となっております。

続きまして、賃金関係については毎月勤労統計調査の結果について掲載しております。

名目賃金については、全国は前年同月比 3.6% の上昇、山形は前年同月比 4.9% の上昇となっております。実質賃金は全国で前年同月比 0.4% の上昇で 2 か月連続の増加、山形は前年同月比 0.9% の上昇で 6 か月ぶりの増加となっております。全国と山形の格差については、年平均の推移をご覧くださいと徐々に縮小傾向にあることが見て取れますが、月ごとにみると拡大と縮小を繰り返している状況です。

表の下のほうに最低賃金が改正された 10 月を起点に単純平均した数値を 2 年分掲載しております。

その下段の方、令和 5 年 10 月を起点にしたものをご覧くださいと、有効求人倍率は全国で 1.26 倍、山形は 1.32 倍。消費者物価指数は全国で 3.2% の上昇、山形は 4.0% の上

昇、国内企業物価指数は 1.4%の上昇。名目賃金では全国は 1.9%の上昇、山形は 1.5%の上昇。実質賃金は全国で 1.3%の低下、山形は 2.4%の低下となっております。

136 ページには数値をグラフ化したものを付けておりますので、ご参考までにご覧いただければと思います。

続きまして 137 ページ、全国及び山形の各種統計の推移（2）になります。こちらは山形県の特定最低賃金が製造業及び自動車関連産業であることから、鉱工業指数と新車登録台数の数値を掲載したものを作成いたしました。その他、経済動向として、倒産企業の件数や失業率についても掲載しております。

こちらにも次のページにグラフ化したものをつけてございます。全国、山形の各統計に係る推移について見て取れますのでご覧いただければと思います。

なお、こちらの資料については、注意書きにも掲載いたしましたが、山形県が公表している山形県経済動向月例報告を参照し作成しております。

139 ページ以降は地域別最低賃金審議時、追加の要望を受け作成した資料をつけております。

はじめに倒産企業に係る資料になります。139 ページご覧ください。まず、倒産事由別になります。グラフをご覧くださいますと倒産事由では販売不振が大多数を占めていることが見てとれ、その次に多い事由としては既往のしわよせとなっております。

続きまして、140 ページは資本金別になります。ご覧いただきますと 5 千万円未満の企業でほとんどの割合を占めており、その中でも零細企業、1 百万円未満及び個人に注目してみますと、棒グラフで表しておりますが、全体の 20~25%ほどを占めている状況となっております。また、グラフ化はしていませんが、少し範囲を広げて 1 千万円未満までの割合を見ると概ね 7 割という状況となっております。

141 ページは業種別になります。倒産企業の中でサービス関連の倒産割合が高く 3~4 割程度を占めておりました。また、グラフ上少しわかりにくいですが、運輸業の倒産件数が徐々に増加傾向にあることも見てとれ、残業規制等々の事由も影響を与えているものと考えられるところです。

142 ページ、内部留保の推移になります。グラフのとおりでございますが、内部留保の額は上昇している結果のようです。

143 ページ以降は資本金別に 10 年間の推移を作成しております。資本金 1,000 万円未満、資本金 1,000 万円~1 億円、1 億円から 10 億円、10 億円以上とそれぞれ作成しておりますので、詳しくは後ほどご覧いただければと思います。なお、当該資料の金額の単位は全て億円になっております。ただ、資本金が上がるにつれ、軸の金額も増加している形となっております。

続いて、147 ページ消費支出の推移になります。資料作成には総務省が実施している家計調査の結果を参照しております。

147 ページご覧ください。はじめに単身世帯の推移になります。山形市のデータを拾うことができませんでしたので、北海道・東北地域を集計しております。資料の見方ですが、上段のグラフが支出額の推移。下段のグラフは各支出項目が全体に占める割合の推移です。

2019 年から 2023 年にかけて支出額は増加しております。項目別で見ると食料の増加額が最も多くなっておりました。148 ページには全国版をつけております。また、149 ページには食料にフォーカスしたものを付けております。後ほどご覧いただければと思います。

150 ページ以降は二人以上の世帯に係る推移になります。資料の構造自体は先ほどご説明したものと一緒となっております。こちらにおいては、山形市の数値を拾うことができたので、山形市を集計対象としています。単身世帯と同様、食料の増加額が最も多くなって

おりました。151 ページには全国版、152 ページには食料にフォーカスしたものを付けてお
ります。説明は以上になります。

○押野部会長

ただ今の説明について質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、次回の第2回以降の各専門部会については個別協議での金額審議を行うこと
になるかと思いますので非公開としたいと考えますが、これについてご意見ございませんで
しょうか。よろしいでしょうか。それでは、次回以降の各専門部会については非公開で行うこ
とといたします。

予定していた議事は以上ですが、委員の皆様からこの場で何かご発言はございますでしょ
うか。事務局から何かありますか。

○事務局：門脇

9月9日から9月30日までの間、四つの業種に係る特定最低賃金の改正決定に係る関係労
働者及び関係使用者からの意見を募っておりますが、本日の正午時点まで意見の提出がない
ことをご報告いたします。

併せて、紹介とお願いになります。机上に今年度の最低賃金のリーフレットをお配りして
おります。委員の皆様におかれましては、周知広報のご協力をお願いいたします。

また、この専門部会終了後の打合せ会場を用意しております。使用者側委員の皆様は相談
室Bを、労働者側委員の皆様は相談室Dをお使いください。事務局がご案内いたします。

○押野部会長

委員の皆様、お忙しい中での審議となりますが、各専門部会において労使のイニシアティ
ブを発揮して、十分な議論を重ねていただき、全会一致で結審できるようお願いいたします。
本日の合同専門部会は、各委員の皆様のご協力によりまして、円滑に進めることができました
ことに感謝申し上げます。

これをもちまして、本日の合同専門部会を終了といたします。ありがとうございました。

令和6年度 特定(産業別)最低賃金専門部会委員名簿

山形労働局

区分	一般産業用機械・装置等製造業(略称)		電気機械器具等製造業(略称)		自動車・同附属品製造業		自動車整備業	
	氏名	現職	氏名	現職	氏名	現職	氏名	現職
公益代表	こーえんず くみこ コ-インズ久美子	山形大学人文社会科学部 教授	おしの まさのり 押野 正徳	押野正徳公認会計士事務所 公認会計士	おしの まさのり 押野 正徳	押野正徳公認会計士事務所 公認会計士	おしの まさのり 押野 正徳	押野正徳公認会計士事務所 公認会計士
	ほんま よしこ 本間 佳子	本間法律事務所 弁護士	こーえんず くみこ コ-インズ久美子	山形大学人文社会科学部 教授	まるやま まさみ 丸山 政己	山形大学人文社会科学部 教授	ほんま よしこ 本間 佳子	本間法律事務所 弁護士
	まるやま まさみ 丸山 政己	山形大学人文社会科学部 教授	まるやま まさみ 丸山 政己	山形大学人文社会科学部 教授	むらやま ひさし 村山 永	村山永法律事務所 弁護士	むらやま ひさし 村山 永	村山永法律事務所 弁護士
労働者代表	すずき かずゆき 鈴木 和幸	エムテックスツムラ労働組合 執行委員長	あさくら よしゆき 朝倉 義幸	電機連合山形地域協議会 事務局長	いけだ ひると 池田 浩登	ヨロズエンジニアリング労働組合 執行委員長	* いしかわ まさき 石川 正樹	連合山形 副事務局長
	ながせ よしあき 長瀬 義明	JAM南東北山形県連絡会 事務局長	* かきざき たかひで 柿崎 隆英	山形航空電子労働組合 執行委員長	おがわ けんじ 小川 健司	マーレエンジンコンポーネツツジャパン山形労働組合 執行委員長	おの ひであき 小野 英晃	スズキ販売労働組合自販山形支部 書記長
	* にしべ まさゆき 西部 政行	日本郵政グループ労働組合東北地方本部 山形連絡協議会議長	のうとみ さとし 納富 聡	山形カシオ労働組合 執行委員長	こんの なおみち 今野 直路	TBK労働組合鶴岡支部 執行委員長	たかはし ひでき 高橋 英樹	山形トヨペット労働組合 執行委員長
使用者代表	* きむら かずひろ 木村 和浩	山形商工会議所 専務理事	* おおた ひろあき 太田 宏明	山形県商工会連合会 専務理事	* えぶくろ かずひろ 江袋 一宏	山形県中小企業団体中央会 副会長兼専務理事	さとう みつよし 佐藤 光芳	(一社)山形県自動車整備振興会 専務理事
	* たん てつと 丹 哲人	(一社)山形県経営者協会 専務理事	* おおぬま たくお 大沼 拓雄	(株)ハッピージャパン 取締役	すずき あいこ 鈴木 合子	スズキハイテック(株) 常務取締役	* たん てつと 丹 哲人	(一社)山形県経営者協会 専務理事
	ほしな ゆきお 保科 幸夫	(株)小森マシナリー	たかはし まさゆき 高橋 雅之	富士電子(株) 代表取締役社長	* きむら かずひろ 木村 和浩	山形商工会議所 専務理事	とうかいりん まこと 東海林 誠	(株)東八 代表取締役
任命日	令和6年9月17日		令和6年9月17日		令和6年9月17日		令和6年9月17日	

(「」は部会長 「」は部会長代理 労働者代表委員・使用者代表委員の「*」は山形地方最低賃金審議会委員)